

総務文教常任委員会

議案43号 教育特区学校運営アドバイザーを配置し、報酬を定める条例改正

問 国からどのような指摘があったのか。

答 平成29年1月の構造改革特別区域基本方針改正において、本市ではこれまで業務委託で行って来ました。今回は文部科学省からの通知があり不十分という指摘を受けたため、特別職として配置することになりました。

問 教育特区学校運営アドバイザーの業務内容は。

答 年間指導計画等の設定に関する指導監督や、教育課程、学校の指導、事務指導等に関する指導監督が業務となっています。

問 報酬の根拠と勤務日数は。

答 年2回で1回当たり3時間とし、6万円としています。



議案44号 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動のビラとポスターの単価改定

問 改正になった根拠と変更点は。

答 公職選挙法施行令の一部改正に合わせたものです。

変更点は、昨今の物価変動を踏えたもので、3年に1度、参議院選挙の年に見直すことにしており、現行の公営単価と、市場価格を比較し、増額改定が行われました。

問 この改正は、6月に行われたので、市議会議員選挙に間に合わせるよう、改正の条例制定を行うべきではなかったのか。

答 選挙が直後にあり、この条例改正に関する賛否が投票行動に影響する可能性が否めなかったため、選挙後の直近の9月議会で上程しました。



産業厚生常任委員会

議案46号 災害時に他の市町村が指定した工事店による排水設備工事を可能に

問 災害時の他の市町村指定業者を認める範囲は全国か。他の市町村に依頼する流れは。

答 島内2市、兵庫県、近畿の順に段階的に広げます。島内の他の2市の状況を確認し、島内での対応が無理な場合は、兵庫県、兵庫県下水道協会に相談協議し対応します。

問 災害発生時の他市町への依頼の判断基準を設けているか。

答 具体的基準は今のところありませんが、災害非常時の場合は、需要が高まった時に他市町への応援を考えます。非常の場合は発生時でないときどこまで支援を求めるかはわからないので、発生時に県や下水道協会に応援を求めている事を考えています。

問 市民への周知手順は。

答 兵庫県下水道協会を通じて応援してくれる業者は、市が認めている業者としてホームページ等で周知を行います。



議案47号 地域福祉基金条例を廃止

問 基金はいくらあったのか。基金をどんな事業に充てたのか。基金が無くなる事で今後はどうなるのか。

答 旧5町のとき7億8,151万6千円です。後期高齢者医療制度に運用しています。基金の有無にかかわらず、これからも後期高齢者医療制度に引き続き取り組みます。

問 一人ひとりの保険料が上がらないか。

答 後期高齢者医療制度運用のなかで、一般財源を使って運用していきます。

議案48号 令和7年度一般会計補正予算 2億5,726万円を追加

今回の補正予算の主なポイントは、公共施設の適正管理と整備、7月豪雨の災害復旧、子育て支援の拡充、令和6年度決算に伴う剰余金精算などです。

歳入歳出それぞれ2億5,720万円余を追加し、総額398億6,390万円余となります。

主な審査の内容

問 広域ごみ処理施設の建設工事が始まっているが、5,300万円を追加する理由は。

答 敷地造成で想定以上の中硬岩判明により、工法変更・掘削量増などで1億6,600万円増加します。売電接続で系統混雑により高圧線増強が必要となり、約3,700万円増額します。国の交付金などを差し引いた額を3市で按分し、市負担率35.42%で約5,300万円が必要となりました。



造成工事中の広域ごみ処理施設



問 産後ケア事業での900万円の増加は、当初の見込みが甘かったのか。

答 宿泊、通所、訪問の各々を上方修正する必要がでてきており、見込み以上の状況となりました。

問 当初も制度の変更をしたことで、対象が増えるとした予算取りではなかったのか。

答 そのとおりですが、対面での申請からweb申請・直接予約の導入で、対象者が申請しやすくなったことも需要が伸びた要因だと考えています。

問 入管法の改正により、115万円余で端末機器を購入するが既存端末では対応できないのか。

答 在留カードに住所などをICチップに記録する必要があるため、既存端末へのアプリ導入ができません。専用端末を本庁と各事務所に計5台を導入します。



その他

ふるさと寄附金を使った遊具整備	250万円
7月発生災害への対応	450万円
前年度事業費確定による返還金	4,791万円
前年度決算剰余金の基金積立金	1億3,149万円
など	

反対討論 岡田 教夫

中長期在留者居住地届出事業は、在留カードとマイナンバーカードの一体化が可能となり、在留カード番号、在留資格、在留期間、就労制限の有無、資格外活動認可、国籍・地域などの情報がカードに記載されるため、カードを提示するたび、在留情報を相手方に見せることになり、在留外国人への差別的扱いといえる。